
令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和元年6月7日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

令和元年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第42号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第43号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第44号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第45号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第12 議案第47号 須恵町総合計画策定条例の制定について
- 日程第13 議案第48号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第50号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第51号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第1号 平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第20 陳 情 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情
- 日程第21 議長 議長の常任委員会委員の辞任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 須恵町総合計画策定条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 報告第 1 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 2 0 陳 情 須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情
- 日程第 2 1 議長の常任委員会委員の辞任について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠 席 議 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管理担当課長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社会教育課長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） 開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出が
ており、許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。

令和元年第2回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月31日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議、検討
いたしました。

今回提出された議案は13件、報告1件、ほかに町長諸報告5件、教育行政報告、閉会中の組
合議会報告2件でございます。

また、議案とは別に、議長の常任委員会委員の辞任、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙、
須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を予定しております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委
員会3件で、議案第50号の人事案件については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が4件提出されており、3件は配付のみとし、須恵第一バスケットクラブにおける
待機児童解消に関する陳情は文教厚生委員会に付託し、審査を行うようにしております。

会期は本日6月7日から14日までの8日間とし、10日、各常任委員会、11日午前9時よ
り一般質問、終了後に全員協議会、12日、予算審査特別委員会、14日、最終本会議、終了後
に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月
14日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により、3 番議員、5 番議員を指名します。

日程第 3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第 3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

6 月定例会を招集しましたところ、議員各位全員参加のもと開催できますこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

町長報告に入ります前に、いよいよ梅雨に入っていくのかなという形になっておりまして、長期予報においては、降り出した雨については長く続くと、強く降ると、梅雨明けが遅いだろうということで発表がっておりますので、庁舎関係各位一同、緊張感を持って臨みたいと思っております。

それでは、5 件についての町長報告を今からさせていただきます。

障がい児等保育助成事業について

まず初めに、障がい児等の保育助成事業についてでございます。

就学前保育・教育における障がい児に対する支援施策につきましては、障がい児の発達支援に着目した入所施設や通所施設等の専門的な支援と、一般施策の障がい児の支援である保育所受け入れや子育て支援事業の利用が連携して行われているところでございます。この一般施策、これは町が運営する認可保育も含めて全てのことになりますけれども、保育所における受け入れでは、さまざまな障がいのある子どもに対し、適切な保育を実施しております。

近年、障がいの程度が重い障がい児以外にも、特別な配慮や支援を必要とすると思われる子どもがふえてきており、その対応が求められてきております。このことから、須恵町でも、平成 23 年 4 月に須恵町障がい児保育事業実施要綱を制定し、町内認可保育所に対し、特別児童扶養手当該当の児童を受け入れた保育所が保育士を加配した場合に、当該施設に対し上限 7 万 4,000 円の委託費を支払う制度を創設し、助成しておりました。

しかしながら、人件費等からすると、この制度も町営以外の施設からすると、実態に合わない状況となってきております。そのような中にもかかわらず、障がい児及び特別な配慮や支援を必要とする子どもの受け入れを、町立施設のみならず町内認可保育所等で実施されている状況でありました。

さらには、平成 27 年度の新子ども・子育て支援制度が制定されたことによって、保育所以外の施設は町が創設した実施要綱に合わないものとなってしまい、障がい児の受け入れはしているものの助成ができない状況になっておりました。そのため、受け入れしている施設は、人的にも財政的にも大きな負担となっています。

そのことを踏まえ、このたび実施要綱の見直しを早急に行います。町内どの認可保育施設においても障がい児受け入れに対する補助を行うことができ、当該施設の負担軽減を図り、受け入れしやすい環境を整備することができるよう要綱改正を行いたく、今、準備に入っております。

なお、補助額につきましては、保育士を雇った場合の賃金と、それに伴います事務費を加算した上限額を設定した補助金として交付いたします。

また、この改正する実施要綱は、4月に遡及して実施したいと考えております。

以上のこと、よろしく御理解いただきたいと思います。今回、町長報告で上げさせていただきました。

町立認定こども園等民営化検討について

続きまして、町立認定こども園等の民営化検討についてでございます。

町立幼稚園、保育所の民営化について、どのように考えているのかという3月議会での一般質問について、平成18年に提出された建議書に基づき順次計画的に推進してきたこと、そして町の教育方針を全て継承できる事業者があれば、民営化の方向で考えることが望ましい、そのため新年度になって検討委員会を設置し、民営化の方向性を示していただくということを回答しております。

この建議書では、保育所民営化について、女性のライフスタイルの変化や就労意欲の高まりなどにより、保育ニーズはますます多様化してきている。今後とも働く女性の増加が見込まれる中で、規制緩和推進や待機児童ゼロ作戦における国の考え方を踏まえ、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、民間事業者との連携のもとで、保育受け入れ枠の拡大はもとより、延長保育、休日保育、一時保育などの多様なニーズへの支援を図るため、民間活力の導入を図ることが必要と考えられると建議されております。

さらに、平成21年に出されました第2次建議書の巻末に、近年、多くの自治体で、公立の幼稚園や保育所の民営化が加速している。その大多数が自治体の財政難によるコスト削減を目的としたものと思われ、本町の財政状況においても同様であると推察される。

しかし、保育施設の民営化に当たっては、児童福祉法第24条に定める行政の保育義務及び将来を担う子どもたちを社会全体で育てるという意味においても、町の財政悪化のためだけにおいて、保育施設運営の放棄となってはならないと考える。

このような観点から、民営化に当たっては、保育サービスの拡充や今後の多様化していく保育ニーズに対応することを第一義に考えた上で、町の財政負担を軽減する施策として捉えなければならない。

ここに示した建議事項につきましては、その具体的方策等を速やかに検討され、利用者のみならず町民各位の理解と協力のもと、実行に移されることを期待するとしています。

この2つの建議書にもあるように、保育に対する住民の多様なニーズはさらに高まりを見せており、保育サービスの充実を図るため、きめ細かな対応が今後必要となってきます。民営化は、保育サービスの充実を図るだけでなく、須恵町が推進している就学前保育・教育の理念を理解する民間施設が継承できることが必須条件であると考えております。

このことを踏まえ、早速民営化に関する検討委員会を設置し、町立保育園、幼稚園、認定こども園のあり方について、さまざまな角度から検討していただき、早急に民営化の問題について結論を出していきたいと考えております。

造血細胞移植後の任意接種費用助成制度について

次に、造血細胞移植後の任意接種費用助成制度についてでございます。

これはちょっと言葉がわかりにくいと思いますが、白血病や悪性リンパ腫などの血液がんに対して行う治療方法に、造血細胞移植、例えば骨髄移植などがあります。

移植などの治療を受けた場合、以前に受けた予防接種の免疫力が低くなったり消えたりすることから、再度、予防接種を受けることが必要になってきます。

既に、この予防接種の助成について、家族の方から問い合わせがありましたので、助成制度を早急に策定し、1つの命でも早急に救いたいということで、予算については9月に補正計上させていただきたい、今、その準備に入っておりますので、事前通知といいますか、御協力願えるよう、今回、町長報告で報告させていただいております。

福岡地区水道企業団協定水量内水量の融通について

次に、福岡地区水道企業団協定水量内水量の融通についてでございます。ちょっと言葉が長たらしいんですけども、要は水をないところに融通する制度のことです。

福岡地区水道企業団の構成団体である春日那珂川水道企業団においては、原水の不足を補うため、同じく構成団体である筑紫野市及び古賀市より、福岡地区水道企業団協定水量の一部を融通してもらっているところでしたが、昨年からの福岡地区の少雨傾向により、筑紫野市からの水融通が困難な状況となった次第でございます。

この窮状に対し須恵町に対して、春日那珂川水道企業団から当町に対し水の融通をしてもらえないかという相談がありました。当町においても万全な状況とは言えないわけですが、飲料水等に関しては、当町においてはインフラ整備を行っておりますので、今の現状ではしばらくは融通ができるということでございます。同じ福岡都市圏の一員として可能な限り協力すべく、1日当たり500立方メートルを5月の27日から融通しておるところでございます。

ただし、当町も今後どうなるかわかりませんので、この協定契約につきましては、当町が水が必要になった場合についてはこの契約については破棄できるという内容の協定でいっておりますが、どうか御理解していただき、福岡都市圏の水の融通について、当町議会も御理解いただき

たいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中嶋前町長 旭日小綬章の受章について

最後になりましたが、中嶋前町長がこのたび旭日小綬章を受章されました。栄典制度は70歳以上または所定の条件に該当する55歳以上で、国や公共のために功労のあった方、社会の各分野においてすぐれた行いのあった方などに対し、国としてその功績や業績を表彰するために設けられています。その榮譽のしるしとして、勲章や褒章が授与されます。

5月の21日付で、令和に改元後、初めてとなる2019年春の叙勲受章者が政府から発表され、前須恵町長中嶋裕史氏が旭日小綬章を受章されました。これは、旭日章でも上のランクの分ですね。

旭日章は、顕著な功績を挙げた方に授与される勲章です。同氏は、昭和43年に須恵町役場に奉職して以来、健康課長、教育委員会社会教育課長、学校教育課長を歴任し、また平成13年から須恵町教育長に就任、平成14年から30年4月まで、4期16年の長きにわたり、町長として行政手腕を遺憾なく発揮され、町財政の基盤強化や糟屋地区6町との合併協議などの難題に積極的に取り組まれました。また、教育行政に情熱と力を注がれ、住民福祉の向上と町政発展にも尽力されました。

今回、福岡県内で、さまざまな分野で功績があった方137人が受章されましたので、ここで御報告を申し上げます。

そして、中嶋町長におかれる受章記念式典を、有志の方々を今現在組織して、日程だけ決めておりますけども、10月の14日に受章記念式典を有志の方々とともに行うようにしております。この費用については役場から一切出しませんので、皆さんでお祝いするという形でやってもらったらどうかということで、今、準備をしております。

私のほうからの町長報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。7番、児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 町立認定こども園民営化の検討についてということですけど、ちょっとお尋ねをいたします。

これからの町の財政難、またサービスの拡充が、その要旨というふうに聞きました。これは、認定こども園ということは、アザレア幼稚園でよろしいのでしょうか。

それと、まず民営化にする場合に、保育料がどうなるかということが一番問題になると思うんですね。今、私立のほうでも、入院費の補助とか保育料、就園奨励補助金というのが出ております。一番は、町立認定こども園が民営化したときの保育料の比較表を出していただきたいと。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、今、それに対して検討委員会を設置してとなっているから、そこら辺はそこですので、もっと簡潔に、何ですのかの理由だけで結構でしょう。

○議員（7番 児玉 求） 民営化になって、低所得者の方が保育から除外される可能性があるのではないかとこのところも考えておりますので、そこ辺も含めて検討委員会で検討していただきたいというふうに思っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（松山 力弥） ほかに質問はないですか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 先ほど、一番最初に言われました障がい児の範囲を障がい児の認可外のところまで広げるということで、これは非常にいいことだと思うんですね。障がいを持ったお子さんたちを預けられているお母さんたちは、非常に加配をつけていただくということに、民間の保育所とか認可されているところなどは困っているという話を聞いておりましたので、この場合、民営化された保育所とか認可されたところからの申請をまずしていただいて、許可されて、加配の補助金が出るのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1点、あくまでも町が認可をやっているところに対するこれは助成制度です。そこは誤解のないようにですね。申請というよりも、あくまでも仮に民営化しようが何しようが、町が指定しているところですから、その受け入れとか、それについては各園に権利はありません。町の行政指導のもとに、そこを希望なさった方に、合えばそこで入園してもらうわけですから、そういうことです。

ですから、申請とかじゃなくて、要するにこちらのほうが逆に各園で、要するに特別児童扶養手当とか、持っていらっしゃる手帳とかはわかりやすいんですけども、そうではなくて、小学校の就学判定でもよくあるんですけども、配慮を要するけどもわからないと、しかし多動であるとか、そういったお子さん方が今ものすごくふえていらっしゃいます。

インクルーシブ教育で、要はその人たちを排除して、特別支援学校にやったりとか、今まではそれをやっていたんですけど、須恵町はいち早くそのお子さん方も保護者が希望なされば入れていいよと、そのかわり加配をやっという形でずっと努力して、今ここまで来ているわけですね。

ところが、それが町立の保育園、認定こども園で主に実施していたわけですけども、その数がふえて、とてもじゃないけども町営だけじゃ無理だと、その部分に対する財政配慮が弱かったんですね。要するに、民間ですから、赤字までして預かってもらえないから、その分の人件費プラスのそれを扱う事務費を早急に補助してやらないと、預からないと言われたら大変なことになると。だから、それが最近、本当に顕在化してきている。

園のほうからも財政的に困っているという話がありましたので、調査したら、子ども教育課の

ほうからお願いしているけども、財政的支援はやれない状況である園もあつたりとかしたものですから、今回それを早急にやるということでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） これは明道館とかが入るということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 明道館だけじゃなくて、全てです。だから、これから仮に民営化をやって、どこかが入られれば、当然、須恵町の今現在直営をやっていますよね。その部分の要するに人件費は見た上で、今度はその申請とかいろいろ事務費がかかるから、その部分も見ないと要するに赤字になるんですね。

ですから、明道館だという特定じゃありません。あくまでも、わかすぎの杜でも今は預かってもらっていますし、めぐみ保育園でも預かってもらっている。そういったものに全てに対して、須恵町の同じような状況で加配の先生がつけられるような制度にしようという中身です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 4月にさかのぼってということでしたので、今、状況を聞きますと、非常に厳しい状況であるということです。早急に対応をしていただくということで、よろしく願いをいたします。

○議長（松山 力弥） ほかに質問はありあせんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 先ほど町長に聞いた認定こども園というのは、アザレア幼稚園でよろしいということでしょうかね。

もう一つ、それと民営化を前提にしたときに、認定こども園の場合は、未納のとき、役場が別の認可保育園を紹介すると、受け入れがあるんだけれども、今度、民営化になったときに、保育料が未納になった場合の受け入れはどうするのかと、そこをお聞きしたいです。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど今村議員のほうでも説明しましたように、須恵町の認可保育園は全て須恵町の子ども教育課の管理のもとにやっております。ですから、もともと民営化された園は、徴収義務はございません。言っている意味がわかりますか。子ども教育課が全て徴収をやります。

そして、誤解がないように言っておきますけども、1園を想定したお話をした中身じゃないと思います。ほかの議員さんたちは御理解なさっていると思いますけども、民営化については、1次、2次において、その当時、民営化は妥当であると、その検討に入れと、それを今回、是か非かというのをやるんです。

町は民営化、私自身が民営化しますよと言っているわけじゃないです。その権利に対して、そ

の議論をすべき時期が来たから、委員会をつくって、全ての面でそこで検討をやってもらうという事です。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） ですから、町としてやるべきことというのは、保育料が未納になった場合の受け入れ先を考えにやいかんと。だから、今のアザレア幼稚園とか、ほかの保育園にしましても、保育料が払えなかった場合の受け皿というのはあるわけですが、今度、民営化になると受け皿がないというふう……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、今、町が全部頭になると言ったでしょう、民営化であっても。

○議員（7番 児玉 求） 民営化された場合でも、民営化された保育園に行かれたと、そして経済状態が悪くて保育料が払えないという場合のことを、それが町が補償して、通園できるようになるということができるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（松山 力弥） 平松町長、これが最後ね。

○町長（平松 秀一） 勘違いしないでください。保育料を要するに役場が補償するわけでも何でもあります。今現在も、認可保育園はあります。そこで滞納処理をやっております。全く同じことが起きるというだけです。

○議長（松山 力弥） よろしいですね。児玉議員、1つだけ言っておきますけども、教えておきましょう。南幼稚園以外はみんな認可保育園でございますので、アザレアだけじゃありませんので、御理解ください。

これにて質問を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

早速、教育行政報告をさせていただきます。

5月30日の園・学校経営説明会に御参加いただき、ありがとうございました。毎年、経営説明会と経営報告会に多数の議員に参加していただき、本町の教育に対する皆様からの期待のあらわれであると受けとめているところであります。

また、先日の報告会で各学校からの報告から、どの学校もおおむね着実に須恵町の教育を推し進めていることを実感していただいたことと思います。

平成30年度の教育行政の総括の詳細につきましては、皆さんのタブレットにPDFデータに、平成30年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

としてお届けしておりますので、そちらをごらんください。

さて、本年度より、第2期の教育振興基本計画に沿った教育を推し進めてまいります。基本的には、これまでの教育振興基本計画を踏襲してまいります。強調した箇所は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進にあります。

この背景として、情報技術革新や経済・産業の国際化があります。その影響は、日本の産業・職業界に構造的変革をもたらしています。そうした時代をこれから生きていく子どもたちは、未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学んだり、未経験の体験に挑戦する勇氣を持ったリして、生涯にわたって学び続ける意欲と基盤をつくる必要があります。それが、小中学校で進められているキャリア教育の一環だと考えております。

教育大綱及び第2期教育振興基本計画も、タブレットにPDFデータとして掲載しておりますので、後ほどごらんください。

さて、令和元年の教育施策について説明いたします。

本年度のキーワードは、「有能な駒から賢明な指し手」としています。この言葉が目指すものは、決まったことを着実に仕事や学習を進める有能な駒としての能力に加え、みずから考え、みずから判断し、創造的に「ひと・もの・こと」を活用して、主体的に仕事や学習を進めていく賢明な指し手としての能力を持った人の育成を目指す必要があるということです。つまり、これからの多難な時代を生きていくには、指示待ちではなく、創意工夫できる主体的な能力が不可欠であると考えています。

このことは、新学習指導要領で求めています主体的な学び、対話的な学び、深い学びにつながります。そのためには、本町の各学校での教育の基本姿勢である「つながり」を大切にして、「丁寧に鍛える」教育をさらに推進していく必要があると考えます。

昨年度に引き続き本年度も、子ども同士をつなぐ意味からも、「目指せ須恵中・須恵東中学校の3年生」をスローガンに、取り組んでまいります。

「丁寧に鍛える」では、指導の後に教師がどうその結果を見取ることが大切になってきます。須恵町の児童生徒は、自尊感情、自己有用感が全国値に比べて高くなりつつあります。自分が人の役に立っている、認められているという自己有用感は、教師が単純に褒めるだけではなく、子どもの学習や活動などの具体的な姿を通して評価する必要があります。そこで、褒めるだけの見取りから、認めることを意識した教育の推進を「丁寧に鍛える」という言葉で各学校にお願いしているところです。

次に、学校経営説明会でも話題となりました、小中学校の課題である不登校児童生徒への対応についてです。

平成30年度3月末の統計では、不登校が小学校26名で、うち復帰児童が9名となっております。

ます。中学校では42名で、うち復帰生徒が15名となっています。ここ数年、小中ともに不登校数が多くなっています。

教育委員会では、適応指導教室「やまももルーム」を設置し、不登校児童生徒の受け入れ場所としています。他方、中学校では適応促進委員会を毎週開き、不登校及び不登校兆候の児童生徒のケース会議を開いています。

SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、SC（スクール・カウンセラー）等を含めた組織的なアプローチにより、中学校での復帰解消者が先ほど述べた15名となっています。本年度も、小学校でもこれに準じた校内の組織を立ち上げて、取り組んでいきます。

最後に、学力の向上に向けた取り組みです。

須恵町では、学力向上検証委員会で、国語部会、算数・数学部会など、教科別に全国学力テストの結果を分析し、授業改善や補充学習、家庭学習などの指導に生かして取り組んでいます。しかし、高学年になればなるほど、学習についていけない児童生徒が多くなっているのも現実としてあります。

そこで、本年度から本格的に、小学校3・4年生で学習についていけない児童を放課後などの時間を使って月に2回、町の支援員や保護者の協力を得ながら補充学習を進める計画です。

また、本年度から、須恵町では須恵高校との連携を目指して、須恵町と須恵高等学校との連携協定を4月に結びました。その内容は、須恵町のひと・もの・ことの活用を通して、須恵町と須恵高等学校が相互に連携し、須恵町の児童生徒及び須恵高等学校の生徒の健全育成に資するとしています。高校生が、地域コミュニティとのかかわりを深めたり、小中学校への補充学習や行事への参加をしたりしながら、本町園児・小中学生の成長を図るとともに、高校生のボランティア意識の高揚を目指しているところです。

以上、行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和元年5月23日に、古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。

日程第2、議長の互選については、古賀市の結城弘明議員が当選されました。

続いて、日程第6、第7号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての専決処分については、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合の解散による脱退、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合の新規設置による加入に伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、規約を変更する必要が生じたが、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定により専決処分したため、組合議会の承認を求めるもので、全員賛成で承認しました。

日程第7、第8号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が令和元年7月8日をもって満了することに伴い、木戸一雄氏が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので、報告いたします。

去る5月27日、令和元年第1回臨時会が開催されました。議事日程及び議員名簿につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出について、篠栗町の荒牧泰範議員が選任されました。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出について、粕屋町の山脇秀隆議員が選任されました。

日程第6、議案第3号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については、私、田ノ上が選任され、全員賛成で同意しました。

以上、報告いたします。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第50号については人事案件でありますので、本日、提案理由の説明後、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日、採決することに決定しました。

日程第6. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書は1ページをお願いいたします。

議案第41号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてでございます。

平成30年度予算につきまして、さきの3月議会に補正予算（第7号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおりに専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,503万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,744万4,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものから説明いたします。

1款町税は、1項町民税から4項たばこ税まで、決算見込みにより9,663万3,000円を増額補正しております。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額にあわせまして、それぞれ増額及び減額補正をしております。

13款国庫支出金2項国庫補助金896万6,000円を増額補正は、住民基本台帳システム改修及び個人番号カード交付事務に対する補助金です。

4ページをお願いします。歳出です。

2款総務費1項総務管理費1億3,000万円の増額補正は、決算見込みにより、余剰金を財政調整基金に積み立てるものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2,699 万 5,000 円の増額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の増額でございます。

8 款土木費 5 項下水道費 1,210 万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、議長を除く 13 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分については、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第 7. 議案第 42 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 42 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 5 号）を提出いたしまして、議決をいただいたところですが、その後、予算の補正が必要となりました。去る 3 月 31 日付で専決処分をさせていただきますので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成 30 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,214 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 31 億 200 万円とするものです。

第 2 項で、款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしていま

す。

次のページ、2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから、4 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

4 款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定いたしましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で 8, 5 0 3 万 5, 0 0 0 円の減額補正です。

5 款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、2, 6 9 9 万 5, 0 0 0 円の増額補正となっています。このうち、一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては、3, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。結果、一般会計から 4, 3 0 0 万円繰り入れることとなっております。

次に、3 ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費及び 2 項高額療養費、4 項出産育児諸費、それぞれの決算見込みによる不用額 5, 9 3 0 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行っております。

9 款予備費につきましても、不用額 2 8 4 万 5, 0 0 0 円の減額補正をしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 2 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 4 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 4 3 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 4 3 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてでございます。

平成 3 0 年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3 月議会に補正予算（第 3 号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となった

ため、3月29日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,908万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正により御説明いたします。

次の2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額500万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額50万円も、決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額1,210万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

8款1項町債、補正額640万円の減額は、下水道事業債の決算見込みによる減額でございます。

次の3ページをお願いします。歳出でございます。

2款1項下水道事業費、補正額1,300万円の減額は、委託料及び工事請負費の決算見込みによる減額でございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億7,680万円を2億7,040万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第43号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。よろしくお願いします。

議案書の1ページをお願いします。

議案第44号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、須恵町税法等の一部を改正する法律ほかが平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

次のページから12ページまでが改正分と附則で、13ページから38ページまで、新旧対照表を添付しております。

改正点の内容といたしましては、国による平成31年度の税法改正が行われ、地方税法の改正による各条文の文言整理、条、項、号ずれ等の整理を行っており、主なものについては新旧対照表で説明いたします。

税目ごとに説明いたしますので、ページが飛ぶことがあります。よろしくお願いいたしますと思います。

初めに、住民税関連から説明いたします。13ページから15ページをお願いします。

第34条の7、寄附金税額控除、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第9条、附則第9条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等では、ふるさと納税制度の返礼割合や地場産返礼品等の厳格化を総務大臣が規定したもので、最近、報道でもありましたように、逸脱する自治体は制度の認定から外され、その自治体に寄附をしても税制の優遇措置が受けられなくなるというものです。

それから、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除では、ことしの10月に消費税10%が導入されることに伴う住宅購入等の駆け込みや反動減の対策として、住宅ローン減税の控除期間を3年延長や控除率の見直しを行うものです。

済みません、33ページをお願いします。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置で、今まで認められていなかった未婚の親、いわゆるシングルマザー、シングルファザーが控除対象に追加されました。

続きまして、固定資産税関連では、20ページをお願いします。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告と、災害による固定資産税の特例に関する措置の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定や、措置期間の延長がなされるものです。

最後に、軽自動車税関連では、22ページをお願いいたします。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第1条改正では重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過を削除、29ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、第2条改正では重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の経過を新設。

33ページをお願いします。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例、第3条改正では、平成34年度分及び平成35年度分の経過対象を電気自動車等に限った上で新設するものでございます。

24ページをお願いします。附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものです。第1条、第3条改正は規定の整備で、31ページをお願いします。第2条改正は、新設されたものでございます。

済いません、28ページをお願いします。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の特例、29ページ、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、現在、県が徴収しております自動車取得税を電気自動車や排ガス基準達成車などの区分による環境性能割へと変更し、その中の軽自動車分が交付金として県より受け入れることになります。

なお、本改正は、消費税10%への引き上げが平成29年4月から本年10月に延長されたことに伴い、制度施行も延長されたものでありますので、今後の消費税の動向で変更になる可能性があります。

今回の改正の主なものについて説明いたしましたが、そのほかの改正についても今回の法律の改正にあわせて行ったものであります。

10ページに戻っていただきまして、附則第1条で、施行期日は、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第44号の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４４号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を１１時１５分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１０、議案第４５号

○議長（松山 力弥） 日程第１０、議案第４５号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４５号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成３１年３月２９日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。３ページをお願いいたします。

第３条、課税額です。第２項の改正でございます。国民健康保険税の算定につきましては、第２項の基礎課税額、第３項の後期高齢者支援金等課税額、第４項の介護納付金課税額の３つの合計が課税額となりますが、今回の改正では、基礎課税額医療費分の限度額を「５８万円」から「６１万円」に改正するとしています。

第３項、第４項、略になっておりますが、後期高齢者支援金等課税額１９万円と介護納付金課税額１６万円は、そのまま据え置きになっております。

結果、課税限度額の総額は「９３万円」から「９６万円」へ、３万円引き上げることになります。この改正によります国民健康保険税の調定額は、１８４万円の増額を見込んでおります。

次に、第25条、国民健康保険税の減額です。第2号、第3号の改正です。前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前「27万5,000円」から改正後「28万円」に引き上げ、次の4ページになります。第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前「50万円」から「51万円」に引き上げ、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この改正によります国民健康保険の調定額は、軽減拡充により、50万円の減額を見込んでいます。

2ページに戻っていただいて、附則です。第1項で、施行期日をこの条例は平成31年4月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の規定は平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までは従前の例によるとしております。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第45号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。

消費税率10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で、プレミアム付き商品券の販売を行う市町村に対し、必要な経費を国が補助します。この予算の歳入歳出予算を計上するものです。

3月議会で町長報告されたように、当初予算編成時に間に合いませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の

1 ページをお願いいたします。

まず最初に、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成30年以降も同様とするとしております。

なお、この元号の読みかえについては、議案第52号須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第53号須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましても同様でございますので、この後の説明時においてはこの部分については割愛させていただきます。

以降は、通常の前算総則となります。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,366万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億8,366万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2 ページをお願いします。まず、歳入です。

13款国庫支出金2項国庫補助金6,366万1,000円の増額補正は、全額プレミアム付き商品券事務国庫補助金、事業費国庫補助金として、19款3項雑入1億6,000万円の増額補正は、商品券販売収入として補正計上しております。

3 ページをお願いします。歳出です。

7款1項商工費2億2,366万1,000円の増額補正は、対象者を抽出する電算システム改修業務、案内チラシデザイン、商品券印刷等のためのプレミアム付商品券発行事業支援業務委託料及び商品券換金事務委託料に1,621万2,000円の増額補正、商工会への商品券交付金2億円の増額補正が主なものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第46号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

日程第12. 議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第１２、議案第４７号須恵町総合計画策定条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案書は議案第４７号になります。

議案第４７号須恵町総合計画策定条例の制定についてでございます。

総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、須恵町総合計画審議会への諮問や議会による議決等、その策定手続に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものでございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。

この条例は、第１条の目的から、定義、策定、審議会、町政の運営、委任までの６条が規定されております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。須恵町総合計画審議会条例は廃止するとしております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第４７号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号須恵町総合計画策定条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第１３．議案第４８号

○議長（松山 力弥） 日程第１３、議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉川 聡士） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

新旧対照表３ページをお願いいたします。

改正前の第１４条第１項の災害援護資金の利率について、下線の部分「年３％」を改正後「年

３％以内で規則で定める率」とし、第１５条第１項、改正前「年賦償還とする」を改正後「年賦償還、半年賦償還または月賦償還」とし、同条第３項は、改正前の下線の部分「償還免除、保証人」を改正後「災害援護資金の償還免除」とし、改正前「第１２条」を「第１１条」に改めるのは、政令８条、保証人削除による条ずれでございます。

２ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第４８号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４８号須恵町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第１４．議案第４９号

○議長（松山 力弥） 日程第１４、議案第４９号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 議案書は、議案第４９号になります。

議案第４９号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第１条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、庁舎非常用電源設備等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金１億６９２万円、請負者、福岡県福岡市早良区祖原２１番２号、株式会社佐電工福岡支店執行役員支店長齊藤信泰、契約保証の方法、契約保証金履行保証１，０６９万２，０００円、条件は、工期契約の効力が生じた日から２０２０年３月２３日まででございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第４９号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４９号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 5 . 議案第 5 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 5 0 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第 5 0 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、新原 2 6 8 番地、氏名、荻雅晴、生年月日、昭和 2 9 年 7 月 2 1 日、6 4 歳、任期、令和元年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日、令和元年 6 月 7 日提出、須恵町長平松でございます。

提案理由は、今回お願いしております荻雅晴氏が令和元年 7 月 3 1 日をもって任期満了のため、その後任者を選任するため提案するものでございます。

経歴については後ろにつけておりますので、御参照ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 0 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第 1 6 . 議案第 5 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 6、議案第 5 1 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 5 1 号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、

本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1表、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億421万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

債務負担行為、第2条で、法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

13款国庫支出金2項国庫補助金1,193万8,000円の増額補正は、AI、RPA等による業務効率化を進める事業に対する補助金166万7,000円、幼児教育・保育無償化事業に対する補助金1,010万9,000円を計上しております。

18款1項繰越金861万4,000円は、歳出の財源として増額補正をしております。

次に、3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費849万5,000円の増額補正は、RPA導入委託料に500万円、須恵中央駅の自転車置き場修繕料及び整備業務委託料に80万円の補正が主なものです。

3款民生費2項児童福祉費1,011万1,000円の増額補正は、システム改修業務委託料ほかで、幼児教育・保育無償化事業に関する予算計上です。

4款衛生費1項保健衛生費36万円の増額補正は、自然食普及センターのみそ等の重量物移動持ち運び業務委託料。

10款教育費2項小学校費、3項中学校費、計50万円の増額補正は、寄附金により図書を購入するものです。

6項保育体育費42万2,000円の増額補正は、スポーツ公園内施設修繕料を計上しております。

続いて、4ページです。

粕屋南部消防組合負担金、小学校3校及び南幼稚園の給食調理等業務委託料、合計5件の債務負担行為を上げております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第51号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第17. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為により御説明いたします。

2ページをお願いします。

第1表、債務負担行為でございます。事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額1,900万円でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第52号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為により御説明いたします。

2ページをお願いします。

第1表、債務負担行為でございます。事項、資産評価整理業務委託、期間、令和元年度から令和3年度まで、限度額910万円でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号令和元年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19．報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、報告第1号平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

報告第1号平成30年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

これまで、30年度補正予算で報告してきたものでございます。

3款民生費2項児童福祉費、保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円、財源として、保育所等整備交付金1億9,337万3,000円、一般財源を2,417万1,000円。

10款教育費1項教育総務費、小中学校空調設備設置事業のうち2億4,107万2,000円、

財源として、冷房設備対応臨時特例交付金 8,487 万 1,000 円、小中学校空調設備設置事業債 1 億 4,660 万円、一般財源を 960 万 1,000 円、総額 4 億 5,861 万 6,000 円を令和元年度へ繰り越す計算書でございます。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

日程第 20. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第 20、陳情、須恵第一バスケットクラブにおける待機児童解消に関する陳情を議題とします。

本陳情は、須恵第一バスケットクラブにおいて、平成 31 年度に入所できない待機児童の現状や、今後も増加することが予測される待機児童解消のため、安心・安全な基準を保ち、ニーズの高い学童保育所を増設及び定員を拡充するよう関係機関に働きかけること、また、平成 31 年度中できる限り早い時期に、待機児童の緊急救済措置として、いずれかの放課後の時間帯に使用できる保育室、あるいはそれにかわる施設の確保を求めた陳情であります。

つきましては、これを文教厚生委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いしたいと思います。

日程第 21. 議長の常任委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第 21、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

この件については、地方自治法第 117 条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長、よろしくお願いいたします。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（今村 桂子） 議長から、その職務上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申し出があっております。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（今村 桂子） 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

以上でございます。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（松山 力弥） ここで、須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りします。

本件は、7月11日をもって任期満了となる旨、選挙管理委員長より通知があり、地方自治法第182条の規定により、議会で選挙を行うものであります。

この選挙についてお諮りします。従来どおり、会期中に選考委員会を開催し、さらに全員協議会に諮って、最終本会議で決定するという取り扱いを議会運営委員会にも了承されていることから、この取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、会期中に選考することとします。

次に、選考委員会の構成であります。これも従来どおり、正副議長、常任委員会正副委員長、の計6名による構成を考えておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成を、正副議長、常任委員会正副委員長、6名とします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、選挙管理委員会委員、補充員の選考委員会を第1委員会室で行いますので、委員の方は御集合願います。

次の本会議は、6月11日午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時49分散会
